

市有地（八戸市立市民病院管理地）売却 応募要領

常時公募

- 受付開始日 平成30年10月9日（火）から
- 申込み受付 八戸市田向三丁目1番1号 八戸市立市民病院
物流施設課施設グループ
TEL0178-72-5037（直通）

《 八戸市立市民病院 物流施設課 》

1. 売却物件

物件番号	土地の所在	地目	面積	用途地域	建ぺい率 容積率	売却価格
2	根城二丁目29番21、29番26	宅地	491.25㎡	第二種中高層住居専用 地域、第一種住居地域	60% 200%	21,810,000 円
4	長者四丁目4番10	宅地	237.59㎡	第二種中高層住居専用 地域	60% 200%	7,840,000 円

2. 売却の方法

- ・上記売却価格で売却します。
 - ・最も早く申込みをした方に売却し、同一の日に複数の申込みがある場合は、抽選により決定します。
- ※現地説明会は行いませんので、必ず現地を確認の上、申込みをしてください。

3. 申込み資格

個人又は法人が申込み資格者となります。ただし、次に掲げる者は申し込みできません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 市有地の売却において、落札者、当選人、買受人としての地位を失った日から2年を経過していない者

4. 申込みに必要な書類

- (1) 普通財産買受申込書 1通
- (2) 印鑑登録証明書（申込日前1か月以内に発行されたもの） 1通
- (3) 身分を証する書類（申込日前1か月以内に発行されたもの） 1通

・個人の場合 本籍地の市町村長が発行した身分（身元）証明書
（外国人の場合は、住民票の写し）

※ 決定した場合は、所有権移転登記のために住民票が必要となります。

・法人の場合 法人登記事項証明書

※ 連名（共有）による申込みの場合は、構成者全員分の印鑑登録証明書と身分を証する書類が必要です。

※ 売買契約や所有権移転登記は、参加申込書の記載名義で行います。

- (4) 誓約書（暴力団排除措置） 1通

5. 申込みの受付

- (1) 受付開始 平成30年10月9日（火）から

※土・日曜日、祝日の受付はいたしません。

※全ての物件が売却になるまで受付は継続します。

希望する物件の売却状況については、物流施設課に問い合わせください。

- (2) 申込み方法等

- ① 普通財産買受申込書に必要な事項を記入、実印を押印の上、印鑑登録証明書と身分を証する書類を添えて下記に提出してください。
- ② 持参する場合は、平日の午前8時15分から午後5時までに、お越しください。

- ③ 郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留で送付してください。書類に不備がある場合は、受け付けできません。

【申込先】

〒031-8555

八戸市田向三丁目1番1号 八戸市立市民病院 物流施設課 施設グループ

Tel.0178-72-5037 (直通)

6. 買受人の決定方法

各物件への申込みが1件の場合は、書類選考により買受者を決定し、文書で決定した旨を通知いたします。また、同日に複数の申込みがあった場合には抽選を行い、買受者を決定します。

※抽選会を開催する場合は、別途連絡の上実施します。

※抽選会では、買受者のほかに補欠者（買受者が買受けを辞退した場合に、繰上げ買受人となる方）を決定します。

7. 契約の締結、売買代金の納付等について

- (1) 買受者には、決定の日から15日以内に契約を締結していただきます。

期限までに契約を締結されない場合は、権利を失うこととなります。

- (2) 契約締結の際には、契約金額の全額、又は10%以上の金額を契約保証金として納付していただきます。全額納付以外の場合の残額は契約日から1か月以内に納付していただきます。

納付に当たっては、八戸市立市民病院が発行する納入通知書により指定金融機関に納付していただきます。

- (3) 買受者が契約を履行しない場合、契約保証金は返還いたしません。

- (4) 契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担となります。

8. 所有権の移転等

- (1) 売買代金全額が納付されたときに所有権が移転し、同時に引き渡すものとします。

- (2) 土地の引渡しは、現況のままで行います。

- (3) 所有権移転登記の手続は、売買代金を完納し、登記に必要な書類等の提出後、八戸市立市民病院が行います。

- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

9. 契約上の主な特約

- (1) 売買契約では、契約締結の日から5年過ぎるまでの期間については、以下の事項に関することが禁止されます。

・風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けること。

- (2) 上記の特約に違反した場合には、売買代金の3割に当たる金額を違約金として、八戸市立市民病院に支払っていただきます。

10. その他

- (1) 申込みは持参か郵送以外の方法（FAX、Eメール等）では受け付けしません。
- (2) 郵送の場合の郵便トラブルによる損害等については、八戸市立市民病院は一切責任を持ちません。

常時公募

物 件 調 書

現 地 案 内 図

詳 細 図

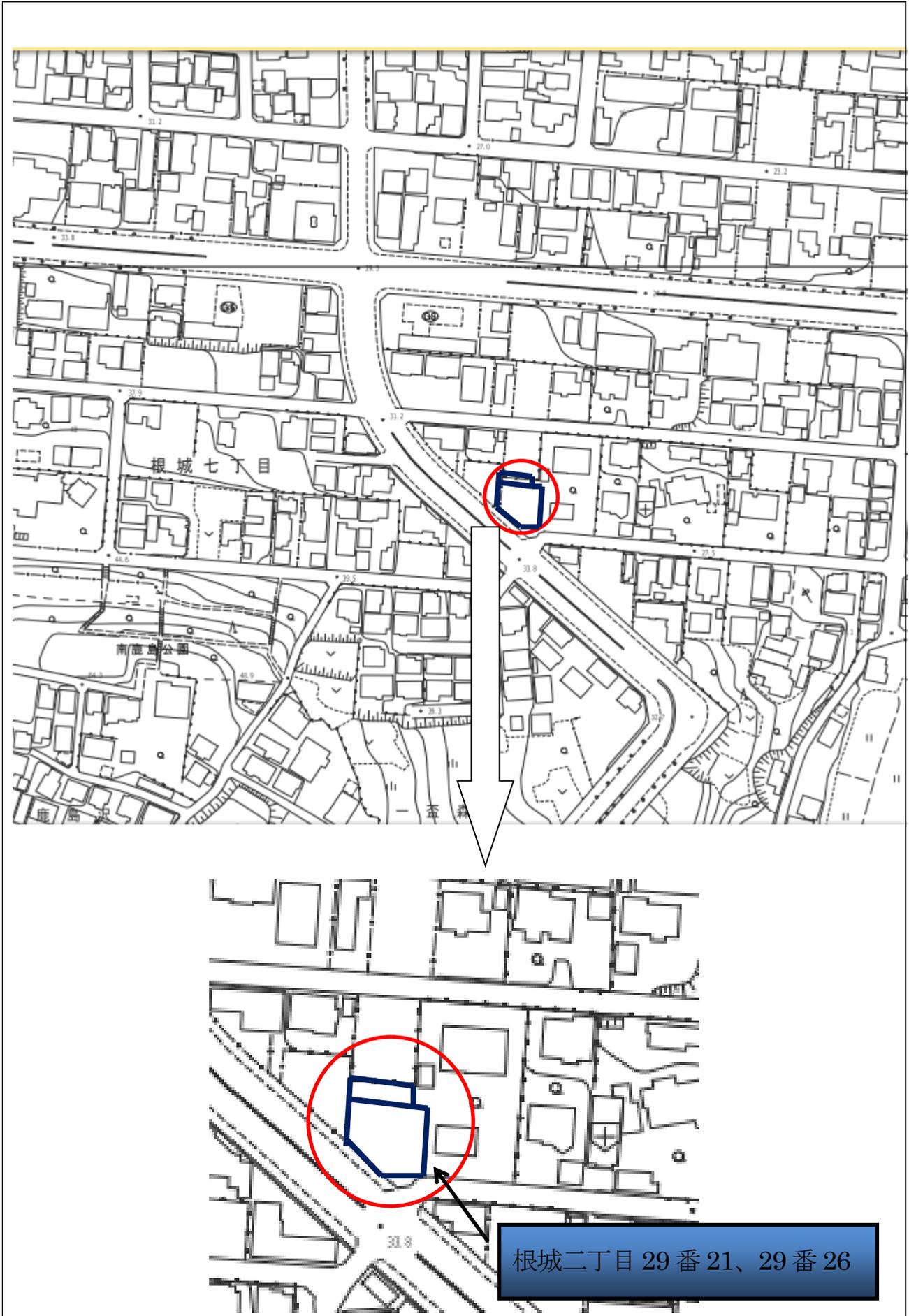
次ページ以下の物件調書等は、買受け希望者が現地を確認される上での参考資料です。

申込み前に、必ず自らの責任において現地を確認してください。

物件No.	No. 2				
所在地	八戸市根城二丁目29番21、29番26				
面積	登記簿	29番21 453.77㎡ 29番26 37.48㎡	地目	登記簿	宅地
	実測	29番21 453.77㎡ 29番26 37.48㎡		現況	宅地
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域	
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他	建物建築・造成工事等を行う場合は、八戸市都市整備部建築指導課（43-2111 内線4853）へお問い合わせください			
道路の状況	南西側 幅員約20m舗装市道に接面する。 南側 幅員約5.1m舗装市道に接面する。				
供給処理施設の状況	電気	可	東北電力（株）		
	上水道	可 <small>（ただし、本管から引き込み必要）</small>	八戸圏域水道企業団		
	下水道	可 <small>（ただし、公共ますの設置必要）</small>	八戸市（下水道事務所）		
	都市ガス	不可	—		
交通機関	最寄のバス亭：根城六丁目（市営バス）				
公共施設	根城小学校	直線距離で北方約600m			
その他					

案内図（都市計画図）

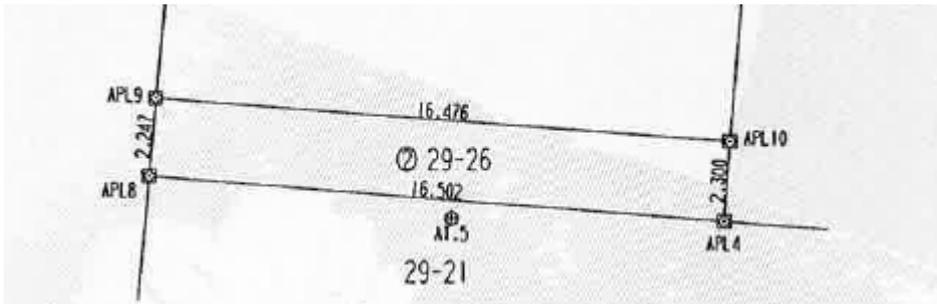
物件No. 2



詳細図(測量図)

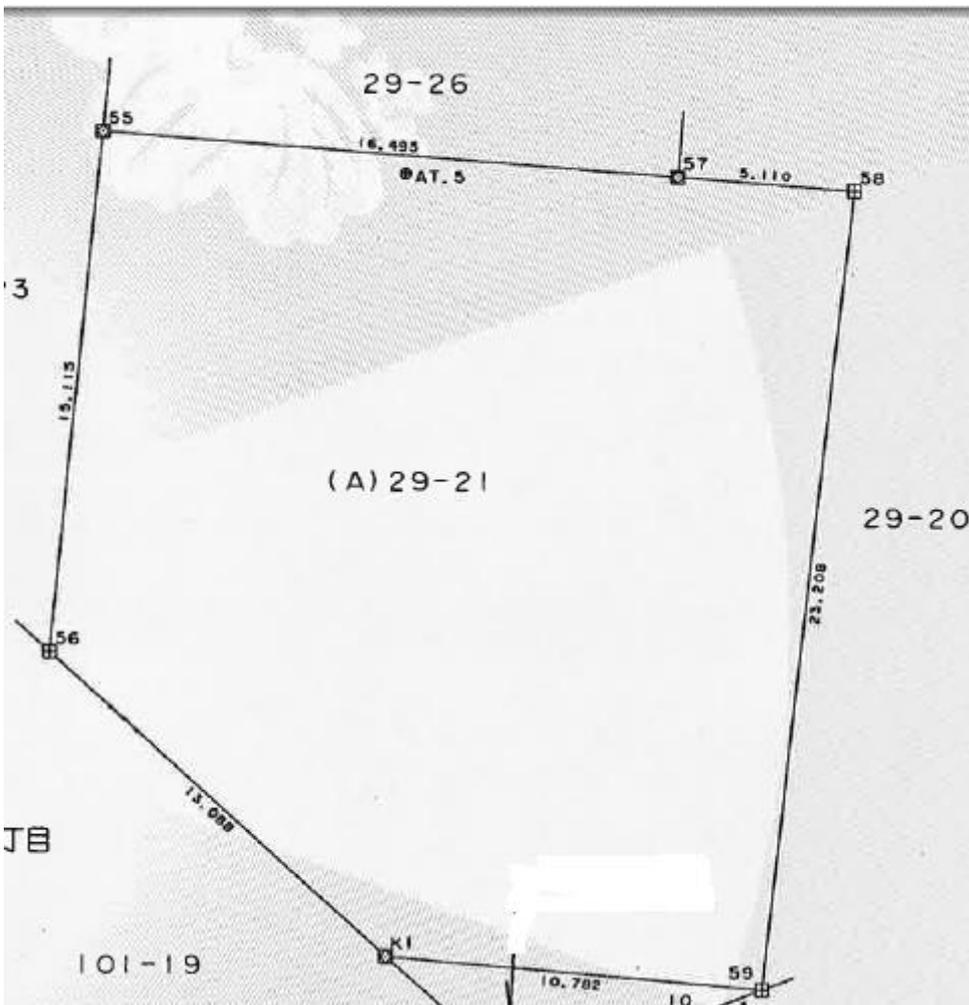
物件No. 2

縮尺 1:250



境界標の種類

⊕	基準点
⊗	金属プレート
+	構造物角



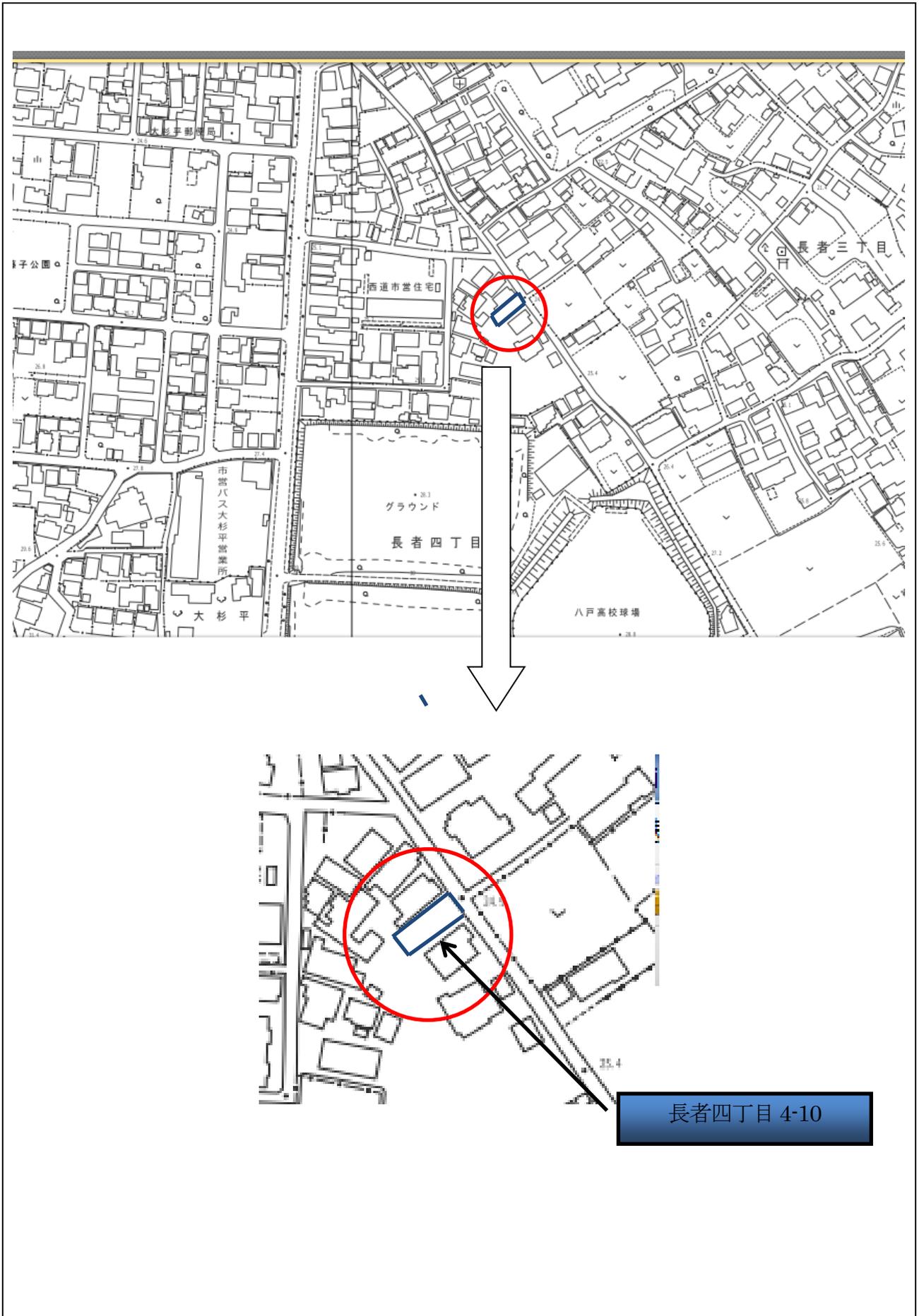
凡例

⊕	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
○	木杭
⊗	金属釘
⊗	金属プレート
⊕	刻印
⊕	コンクリート構造物
⊕	基準点・多角点

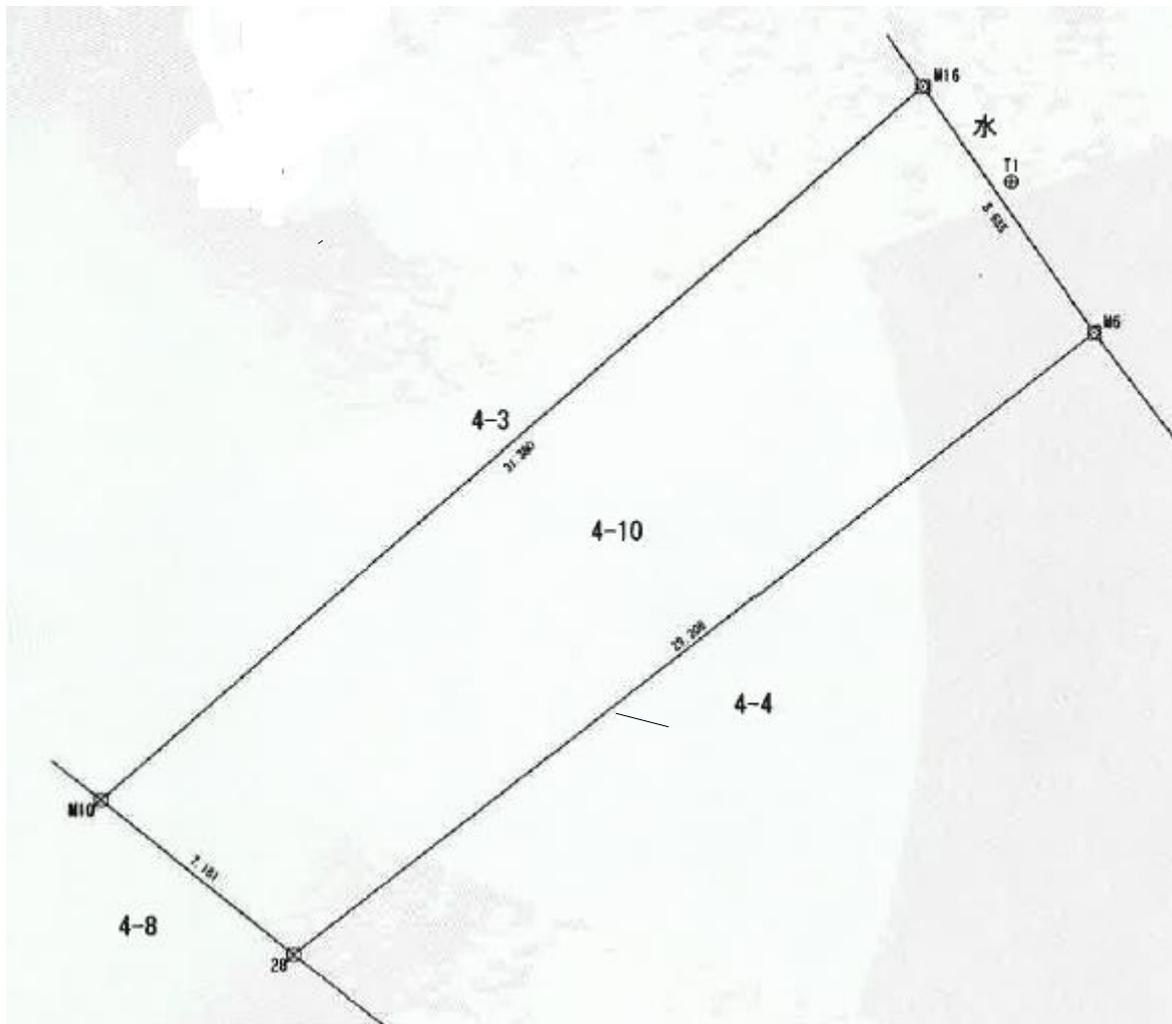
物件No.	No. 4				
所在地	八戸市長者四丁目4番10				
面積	登記簿	237.59㎡	地目	登記簿	宅地
	実測	237.59㎡		現況	宅地
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第二種中高層住居専用地域	
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他	建物建築・造成工事等を行う場合は、八戸市都市整備部建築指導課（43-2111 内線4853）へお問い合わせください			
道路の状況	北東 幅員約3.6m舗装市道（建築基準法第42条第2項道路）に接面する。				
供給処理施設の状況	電気	可	東北電力（株）		
	上水道	可 <small>（ただし、本管から引き込み必要）</small>	八戸圏域水道企業団		
	下水道	可 <small>（ただし、公共ますの設置必要）</small>	八戸市（下水道事務所）		
	都市ガス	不可	—		
交通機関	最寄のバス亭：平中通（市営バス）				
公共施設	長者小学校	直線距離で北東方約200m			
その他	道路幅員が4mに満たないため、中心線から2mの後退が必要となります。				

案内図（都市計画図）

物件No. 4



縮尺設定 1 : 250



杭標凡例

⊠	プラスチック杭
⊞	金属プレート標
⊕	基準点・多角点